

MFP 保守ふらっとプラン規約 新旧対照表

旧	新
第 13 条 (サポート+ (プラス)) を第 5 条に移動する。このことに伴い、第 5 条 (実地カウント数及び使用カウント数) を第 6 条に繰り下げて、以降も同様に第 13 条 (感光ドラム、デベロッパ、トナーの取扱い) まで、各条文を 1 つずつ繰り下げる。	第 5 条 (サポート+ (プラス)) 1. サポート+ (プラス) とは、本複合機設置後、お客様が申込書記載のオプション料金を当社に支払うことで、当社より次の各号の役務を受けられるサービスのことをいいます。なお、当社は、当社のホームページにおいて公表することにより、各号の詳細を定め、又はその追加・変更をすることができるものとします。 (1) プリンタドライバインストール ※Mac 搭載パソコンについては、自動ドライバ・2 色ドライバは対応不可となります。 (2) スキャナー設定 (3) PC-FAX ドライバインストール (4) FAX 転送設定 (5) アドレス帳追加 2. お客様は、当社の指定するエリア (以下「重点エリア」といいます。) に設置された本複合機についてのみサポート+ (プラス) の申し込みを行うことができます。お客様が本複合機を重点エリア内から重点エリア外に移動したときは、サポート+ (プラス) の役務の提供を受けることができなくなるものとします。 3. お客様がサポート+ (プラス) を申し込んでいないにもかかわらず、第 1 項の各号のうちいずれか一つ以上の役務の提供を受けようとするときは、別途見積もりの費用を当社に支払うものとします。

MFP 保守ふらっとプラン規約 新旧対照表

	4. サポート+（プラス）の有効期間は、お客様がサポート+（プラス）に申し込んだ日より、本契約の終了日までとし、サポート+（プラス）のみを途中で解約することはできません。ただし、お客様が重点エリア内から重点エリア外に本複合機を移動したときは、当社に通知することにより、サポート+（プラス）のみを中途解約することができるものとします。 5. お客様が前項の通知を行わない場合、本複合機を重点エリア外に移動したことによりサポート+（プラス）の役務の提供を受けられなかったとしても、お客様は当社に対して、重点エリア外への移動後もサポート+（プラス）の月額料金を支払うものとします。 6. 重点エリア内から重点エリア外に本複合機が移動されたことを当社が知った場合、当社は、サポート+（プラス）を解約することができるものとします。
第 16 条（秘密保持） 1. お客様及び当社は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の情報で、相手方から秘密である旨の文書による指定がなされたもの（以下「秘密情報」といいます。かかる情報の複写物または複製物も秘密情報として取り扱うものとします。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。<u>なお、本条における第三者には、当社の再委託先であるサービス協力店及び当社の関係会社を含まな</u>	第 16 条（秘密保持） 1. お客様及び当社は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の情報で、相手方から秘密である旨の文書による指定がなされたもの（以下「秘密情報」といいます。かかる情報の複写物または複製物も秘密情報として取り扱うものとします。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。

MFP 保守ふらっとプラン規約 新旧対照表

<u>いものとします。</u> 2. 前項にかかわらず、お客様及び当社は、次の各号に掲げる場合に、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができるものとします。 (1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合 (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、<u>金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会</u>の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合 3. 第1項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しないものとします。 (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報 (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報 (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報 (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報 4. 当社は再委託先であるサービス協力店及び当社の関係会社にお客様の情報を開示することができるものとします。この場合当社は、自己の責任において本条に基づき自己に課される義務と同一の義務を当該サービス協力店及び関係会社に課すものとします。 5. 本条の規定は、本契約終了後も3年間引き続き効力を有するもの	2. 前項にかかわらず、お客様及び当社は、次の各号に掲げる場合に、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができるものとします。 (1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合 (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体若しくは<u>証券取引所</u>の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合 3. 第1項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しないものとします。 (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報 (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報 (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報 (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報 (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報 4. 当社は再委託先であるサービス協力店及び当社の関係会社にお客様の情報を開示することができるものとします。この場合当社は、自己の責任において本条に基づき自己に課される義務と同一の義務を当該サービス協力店及び関係会社に課すものとします。 5. 本条の規定は、本契約終了後も3年間引き続き効力を有するもの
---	---

MFP 保守ふらっとプラン規約 新旧対照表

とします。	とします。
第 24 条（管轄裁判所）を第 27 条に移動する。このことに伴い、第 24 条（期間）を一つ繰り上げて第 23 条とし、以降も同様に第 27 条（本規約の変更）までの各条文を、1 つずつ繰りあげる。	第 27 条（管轄裁判所） お客様及び当社は、本契約について法律上の紛争を生じたときは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。